明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

平成25年
8月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六一〇〇号から第六一二二号まで
号外　第一六八号から第一九〇号まで
特第一八号から特第二〇号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例　1件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。


## 政令

二三一　動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令　二　二
二三三　港則法施行令の一部を改正する政令　一三　二
二三四　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令　一三　二
二三五　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令　一三　二
二三六　大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める政令　一三　二
二三七　大規模災害からの復興に関する法律施行令　一九　180　三
二三八　円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令　二〇　二
二三九　平成二十五年六月八日から八月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　二〇　二
二四〇　気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二六　186　三
二四一　気象業務法施行令の一部を改正する政令　二六　186　三
二四二　道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二六　186　三
二四三　道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　二六　186　四
二四四　学校教育法施行令の一部を改正する政令　二六　186　八
二四五　金融商品取引法施行令の一部を改正する政令　二六　186　八
二四六　自衛隊法施行令の一部を改正する政令　二六　186　一〇
二四七　東日本大震災の被害者の介護保険法第四十一条第一項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令　三〇　190　三
二四八　石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令　三〇　190　三
二四九　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令　三〇　190　四
二五〇　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　三〇　190　九
二五一　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令　三〇　190　九
二五二　麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　三〇　190　一〇

## 条約

七　脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定　二　169　三
八　食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約　二　169　一四
九　二千六年の海上の労働に関する条約　七　172　三

## 府令

〇内閣府
五〇　標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令　一四　一
五一　大規模災害からの復興に関する法律施行規則　一九　180　一四
五二　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令　二一　183　一

## 府令・省令

五三　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　二六　186　一〇
五四　企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　二六　186　一五
五五　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令　三〇　190　一〇

〇内閣府、農林水産省
六　大規模災害からの復興に関する法律第十三条第二項及び第十九条第二項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する命令　一九　180　一六

〇内閣府、農林水産省、国土交通省
一　大規模災害からの復興に関する法律第十二条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令　一九　180　一六

〇内閣府、国土交通省
四　大規模災害からの復興に関する法律第十七条第四